

事務連絡
令和3年3月5日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

3月4日に開催された第39回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されましたので、お知らせします。

以上を踏まえ、3月8日から当面の間、下記のとおりご対応をお願いします。（令和3年2月26日付け事務連絡から下線部分を変更）

なお、3月7日までの間については、2月26日付け事務連絡のとおり引き続きご対応をお願いします。

記

1 花見対応

- ① 花見の際にグループ同士の間隔が密にならないよう、あらかじめ着座ポイントを一定間隔で地面に表示する。
- ② 公園HPや園内放送、看板、上記①の表示、巡回員等により、来園者に対して、花見の際には、飲酒を自粛するよう呼びかけるほか、グループ同士のソーシャルディスタンスの確保等感染防止に努めるよう呼びかける。

2 イベント

(1) 考え方

別紙のとおり

(2) 上記(1)の「開催する場合の目安」に該当するイベントの許可の取扱い

感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止対策が計画されているかを十分に確認したうえで許可の可否を判断することとし、許可にあたっては、以下の2点を条件として付す。

- ① 感染防止対策について、許可申請時に提示した計画を遵守するほか、管理者等が隨時行う指示に従うこと
- ② 上記①の条件を満たさない場合や県全体としての感染防止対策の必要性により許可を取り消す場合があること

3 露店等（飲食を伴うイベントや移動販売を含む）

許可にあたっては、当面の間、公園緑地課と事前協議を行うこと

4 飲食店

- ① 店内での飲食 通常どおり可
- ② テイクアウト 酒類のテイクアウトのみ不可

5 自動販売機

酒類の販売は不可

6 感染防止対策

以下のガイドライン等を参考に、感染防止対策を徹底する。

また、不特定多数の者が利用する施設やイベントについては、感染者が判明した際、他の利用者にその情報を知らせて早期の感染防止対策に繋げるため、利用者に対して兵庫県新型コロナ追跡システムの QR コードの読み込み（システムを利用できない利用者に対しては連絡票の作成等）を依頼する。

[ガイドライン等]

- ・「『新しい生活様式』を踏まえた身近な公園利用のポイント」について（令和2年8月7日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月22日付け兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長事務連絡に添付）
 - ・「新型コロナウイルス感染症（COVID(コビッド)-19）の対策の徹底について」（令和2年5月6日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）
 - ・「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」
- ※ スポーツ庁HP「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html）参照
- ※ 上記以外の業種ごとの感染拡大予防ガイドラインについては、内閣官房HP「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」（<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>）参照

イベントの許可の考え方について

- ・「開催する場合の目安」に該当しないイベント又は感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベントについて、県又は指定管理者が主催するものは中止又は延期し、それら以外の者が主催するものは許可を行わない。
- ・全国的・広域的な祭り・野外フェス等については中止を含めて慎重に検討し、開催する場合は十分な人ととの間隔（できるだけ2m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- ・地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- ・全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催申請があった場合には、許可に際しては、申請者に対し、対策本部事務局への相談結果の確認を行うこと。

<開催する場合の目安>

区分	収容率	人数上限
<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としたもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	<u>100%以内</u> <u>(※1)</u>	<u>5,000人以下</u> <u>又は</u> <u>収容定員の50%</u>
<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	<u>50%*以内</u> <u>(※2)</u>	<u>以内(≤10,000人)</u> <u>のいずれか大きい方</u>

○ 人数上限及び収容率要件による人数のいざれか小さい方を限度

* 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（50%を超える場合がある）

※1 席がない場合は適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（できるだけ2m）を確保